

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成21年8月19日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市左京区岩倉長谷台住宅地区建築協定

2 申請者の氏名

安馬 雅純

3 建築協定区域

京都市左京区岩倉長谷町517番35, 517番38から517番40まで, 517番55, 517番56, 517番58から517番65まで, 517番67から517番69番まで, 517番75, 517番76, 517番80, 517番83, 517番85, 517番86, 517番88, 517番92から517番95まで, 517番98, 517番99, 517番101, 517番103, 517番104, 517番105から517番107まで, 517番110, 517番111, 517番113, 517番114, 517番119, 517番121, 517番123, 517番125, 517番127, 517番129, 517番132, 517番134, 517番138, 517番149, 517番150, 517番157, 525番3, 525番6, 544番2, 557番1, 557番3, 558番3, 558番5及び1214番

4 建築協定区域隣接地

京都市左京区岩倉長谷町517番34, 517番36, 517番37, 517番41, 517番57, 517番66, 517番70から517番74まで, 517番77から517番79まで, 517番81,

517 番 82, 517 番 84, 517 番 87, 517 番 89, 517 番 90, 517 番 96, 517 番 97, 517 番 102, 517 番 108, 517 番 109, 517 番 115 から 517 番 118 まで, 517 番 120, 517 番 124, 517 番 126, 517 番 128, 517 番 130, 517 番 131, 517 番 133, 517 番 135, 517 番 146, 517 番 152, 517 番 156, 517 番 158, 525 番 7, 544 番 3, 544 番 5, 557 番 4, 557 番 5, 558 番 4, 1215 番及び 1216 番

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 用途及び形態

6 協定の期間

10 年間

7 認可年月日及び番号

平成 21 年 8 月 19 日付け第 13-004 号

(都市計画局建築指導部建築指導課)